

## 入札金額内訳書の提出について【注意事項】

当該工事の入札には、入札金額内訳書（以下「内訳書」という）の提出が必要です。内訳書の提出にあたっては、以下の点に注意してください。

### 1 記載内容

（土木関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

（建築関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

### 2 様式

指名通知の際に内訳書の様式を町長が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。ただし、上記1に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式に代えることができる。

### 3 提出方法

電子入札システムの入札書画面の「内訳書」欄に添付すること（PDF形式）。

### 4 審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

### 5 審査基準【ただし、平成28年3月31日までは下記のとおり経過措置が適用されます。】

内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取り扱うものとする。

- （1）内訳書の全部又は一部が未提出の場合（PDF形式以外の提出は、未提出とみなす。）
- （2）入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合
- （3）直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合
- （4）値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）
- （5）①（土木関係工事）  
工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合  
②（建築関係工事）  
種目別内訳書及び科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- （6）その他重大な不備がある場合

#### 【日出町発注工事における経過措置】

指名競争入札は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間、審査基準に掲げる事項に該当する場合であっても無効としない経過措置を実施します。平成28年4月1日からは、全ての競争入札案件で、審査の結果不備がある場合、入札が無効となりますので注意してください。

※内訳書提出の目的、取扱いの詳細等については「建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領」を参照してください。

【入札金額内訳書の正しい記載例（土木関係工事）】

発注業種: 土木一式工事  
 入札金額: 2,400,000円(税抜)

商号又は名称	(株) ■■■建設工業
代表者職氏名	代表取締役 ○○ ○○

工事名	平成27年度 町道△△線道路改良工事
-----	--------------------

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考	
本工事費						
1-築堤・護岸	1.00	式		1,430,000		
2-河川土工	1.00	式		1,430,000		
3-掘削工	1.00	式		1,430,000		
4-掘削（土砂）	1.00	式		1,430,000		
	バックホウ掘削積込 山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ） 岩塊・玉石混じり	1,300.00	m <sup>3</sup>	200	260,000	
	残土処理 岩塊・玉石混じり 運搬距離L=6km	1,300.00	m <sup>3</sup>	800	1,040,000	
	残土受入地での処理	1,300.00	m <sup>3</sup>	100	130,000	
直接工事費				1,430,000	①	
共通仮設費率分		1式		200,000		
共通仮設費計				200,000	②	
純工事費				1,630,000	①+②→③	
現場管理費		1式		600,000	④	
工事原価				2,230,000	③+④→⑤	
一般管理費		1式		170,000	⑥	
工事価格				2,400,000	⑤+⑥→⑦	
消費税相当額		1式		192,000	⑧	
工事費				2,592,000	⑦+⑧	
工事価格計				2,400,000	入札書記載金額	
消費税相当額計		1式		192,000		
工事費計				2,592,000		

※あくまでも参考例になりますので実際とは異なる場合があります。

【審査基準該当例（土木関係工事）】

発注業種：土木一式工事  
 入札金額：2,400,000円(税抜)

商号又は名称	(株) ■■■建設工業
代表者職氏名	代表取締役 ○○ ○○

工事名	平成27年度 町道△△線道路改良工事
-----	--------------------

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
1-築堤・護岸	1.00	式		1,430,000	
2-河川土工	1.00	式		1,430,000	
直接工事費				1,430,000	①
共通仮設費率分		1式		200,000	
共通仮設費計				200,000	②
純工事費				1,630,000	
現場管理費		1式		600,000	③
工事原価				2,230,000	
一般管理費		1式		200,000	④
値引き				-30,000	
工事価格				2,400,000	
消費税相当額		1式		192,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費				2,592,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事価格計				2,400,000	⑤
消費税相当額計		1式		192,000	未記入であっても入札無効とはしません。
工事費計				2,592,000	未記入であっても入札無効とはしません。

【取扱要領第7条の(1)】  
 内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式(PDF)以外の形式で提出した場合、無効。  
 ※発注者が、様式をEXCELワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式(PDF)に変換したうえで提出すること。

【取扱要領第7条の(5)】  
 工事工種体系における工種・種別(各階層区分のうちレベル3相当)以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合、無効。

【取扱要領第7条の(3)】  
 ①+②+③+④=2,430,000円と  
 ⑤=2,400,000円が不一致である場合、無効。

【取扱要領第7条の(4)】  
 値引き、減額の項目が計上されている場合、無効。

【取扱要領第7条の(2)】  
 入札金額(2,400,000)と不一致の場合、無効。







名称	細目	当初設計				変更設計				増減金額	備考
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額		
A	〇〇棟新築										
	1 直接仮設	1.0	式		500,000						
	3 地業	1.0	式		500,000						
	4 鉄筋	1.0	式		500,000						
	5 コンクリート	1.0	式		500,000						
	6 型枠	1.0	式		500,000						
	7 鉄骨	1.0	式		500,000						
	8 既成コンクリート	1.0	式		500,000						
	9 防水	1.0	式		500,000						
	10 〇〇	1.0	式		500,000						
	11 〇〇	1.0	式		500,000						
	12 〇〇	1.0	式		500,000						
	13 〇〇	1.0	式		500,000						
	21 発生材処分	1.0	式		500,000						
	22 電気設備工事	1.0	式		500,000						
	23 給排水設備工事	1.0	式		1,000,000						
	値引き				-500,000						
	合計	1.0	式		8,000,000						

【取扱要領第7条の(6)】  
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載  
が脱落している場合、無効。

【取扱要領第7条の(4)】  
値引き、減額の項目が計上されている場合、無効。

【入札金額内訳書の正しい記載例（水道施設工事）】

発注業種:水道施設工事  
入札金額:5,200,000円(税抜)

商号又は名称	(有)〇〇設備
代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇

工事名	平成27年度 町道〇〇線配水管布設工事
-----	---------------------

本 工 事 費 内 訳 書 (水道)						本 工 事 費 内 訳 書 (土工・道路復旧)						合算
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要	
本工事費						本工事費						
直接工事費				1,250,000	ア+イ→ (①)	直接工事費	1	式		1,900,000	エ+オ→ (⑤)	3,150,000 ①+⑤
水道資材費	1	式		1,000,000	ア	土工	1	式		1,200,000	エ	
水道労務費	1	式		250,000	イ	舗装工	1	式		700,000	オ	
共通仮設費	1	式		100,000	ウ→ (②)	共通仮設費	1	式		500,000	カ+キ→ (⑥)	600,000 ②+⑥
						積上分	1	式		250,000	カ	250,000 カ
率分	1	式		100,000	ウ	率分	1	式		250,000	キ	350,000 ウ+キ
現場管理費	1	式		150,000	③	現場管理費	1	式		790,000	⑦	940,000 ③+⑦
水道工事原価	1	式		1,500,000	①+②+③→ (④)	土工・道路復旧工事原価	1	式		3,190,000	⑤+⑥+⑦→ (⑧)	4,690,000 ④+⑧

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
工事原価 (合算)	1	式		4,690,000	④+⑧→ (⑨)
一般管理費	1	式		510,000	⑩
工事価格	1	式		5,200,000	入札書記載金額 ⑨+⑩→ (⑪)
消費税相当額				416,000	⑫
合計				5,616,000	⑪+⑫

【審査基準該当例（水道施設工事）】

発注業種：水道施設工事  
入札金額：5,200,000円(税抜)

商号又は名称	(有)〇〇設備
代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇

【取扱要領第7条の(1)】  
内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式(PDF)以外の形式で提出した場合、無効。

※発注者が、様式をEXCELワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式(PDF)に変換したうえで提出すること。

工事名 平成27年度 町道〇〇線配水管布設工事

本工事費内訳書(水道)					本工事費内訳書(土工・道路復旧)					合算(注)	
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	摘要	費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価		金額
本工事費						本工事費					
直接工事費	1	式		1,250,000	①←	直接工事費	1	式		1,900,000	①←
水道資材費	1	式		1,000,000		土工	1	式		1,200,000	
水道労務費	1	式		250,000		舗装工	1	式		700,000	
共通仮設費	1	式		100,000	②←	共通仮設費	1	式		500,000	②←
						積上分	1	式		250,000	
率分	1	式		100,000		率分	1	式		250,000	
現場管理費	1	式		180,000	③←	現場管理費	1	式		820,000	③←
水道工事原価	1	式		1,500,000	④←	土工・道路復旧工事原価	1	式		3,190,000	④←

(注) 合算欄は、未記入であっても入札無効とはしません。

【取扱要領第7条の(3)】  
(水道)  
①+②+③=1,530,000円と  
④=1,500,000円が不一致である場合、無効。  
  
(土工・道路復旧)  
①+②+③=3,220,000円と  
④=3,190,000円が不一致である場合、無効。

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	摘要
工事原価 (合算)	1	式		4,690,000	⑤←
一般管理費	1	式		540,000	⑥←
値引き				-30,000	
工事価格	1	式		5,200,000	⑦←
消費税相当額				416,000	未記入であっても入札無効とはしません。
合計				5,616,000	未記入であっても入札無効とはしません。

【取扱要領第7条の(3)】  
④+④=4,690,000円と  
⑤=4,690,000円が不一致である場合、無効。  
  
⑤+⑥=5,230,000円と  
⑦=5,200,000円が不一致である場合、無効。

【取扱要領第7条の(4)】  
値引き、減額の項目が計上されている場合、無効。

【取扱要領第7条の(2)】  
入札金額(5,200,000)と不一致の場合、無効。

指名競争入札の流れ



## (6) 添付ファイル（設計図書等）のダウンロード

### 設計図書等閲覧

- ・必ず電子入札システムに**ログイン（PIN番号を入力）**し、「調達案件検索」の画面が出た状態で「設計図書等閲覧」の文字をクリックしてください。
- ・クリックした時点の公告中案件および指名または見積依頼の案件が表示されます。

電子入札システム  
テスト画面

2011年10月04日 14時22分 大分県 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム **設計図書等閲覧**

調達案件検索

※は必須項目です。

部局 ※ (大分県)総務部  
部局を1つ選択してください。

▼全て  
東部振興局

大分県 設計図書等閲覧

発注部局名/発注所属名  
入札方式

検索

No.	添付 書類	発注部局名 発注所属名	入札方式	工事名/業務名	公告日時 指名通知日時	開札予定日時	連絡事項
1	<b>表示</b>	土木建設部 建設政策課	指名競争入札	道路工事_テスト案件0001	H23.09.30 14:30	H23.10.31 13:00	-

ダウンロード選択画面

添付書類は直接開けない場合があります。  
かならず保存を行ってから開いてください。

公告文.txt サイズ61バイト  
設計図書.xls サイズ34304バイト  
図面.xls サイズ3137024バイト

**入札金額内訳書.xls**

### 添付書類などのダウンロード

- ・添付書類の欄にある「表示」ボタンを押すことで「ダウンロード選択画面」が表示されます。目的のファイルを選択し、ダウンロードを行ってください。
- ・たくさん案件が表示されて探しにくい場合は検索条件を絞り込んでください。  
例) 指名競争入札・・・など

・マウスで右クリック！  
デスクトップ等に保存してください。

・入札金額内訳書は原則として  
Excel形式のファイルで提供します。

・金額等を入力後、必ずPDFファイル  
に変換したうえで、提出をすること。  
Excelファイルのまま提出すると  
「未提出」とみなされます。

入札書

発注機関 (大分県)土木建設部  
建設政策課

工事/委託業務名称 建設 第2号 道路改良工事  
工事または委託業務の場所 国道197号 大分市大手町

執行回数 1回目  
締切日時 平成17年11月08日 15時00分

大分県電子入札の運用基準を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札金額[半角で入力してください]

(入力欄) 180000000 円(税抜き) (表示欄) 180,000,000 円(税抜き)  
 <じ番号> 129 1億8000万 円(税抜き)

※ 添付資料の送信可能サイズは3MB以内です。  
 ただし、ご使用のパソコンの環境によっては3MB以内であっても  
 添付できない場合がありますのでご注意ください。  
 ファイルの選択は1行単位で行ってください。  
 尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。

業者番号 1111000072010011  
 業者名称 大分建設株式会社  
 代表者氏名 大分 太郎

<連絡先>  
 商号(連絡先名称) 大分建設株式会社  
 氏名 大分 太郎  
 住所 大分市大手町1丁目  
 電話番号 097-533-3333  
 E-Mail oitakenetsu@pref.oita.jp

提出内容確認 戻る

入札書作成画面が表示されますので、入札金額とくじ番号を入力します。

※連絡先名称、氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、利用者登録の際に登録したICカード利用部署情報を、今回の入札案件に限り変更する場合のみ入力します。

※くじ番号には「001~999」までのお好きな3桁の数字を半角にて入力してください。  
 電子くじの仕組みについての詳細は「大分県電子入札運用基準」にてご確認ください。

入札書

発注機関 (大分県)土木建設部  
建設政策課

工事/委託業務名称 建設 第2号 道路改良工事  
工事または委託業務の場所 国道197号 大分市大手町

執行回数 1回目  
締切日時 平成17年11月08日 15時00分

大分県電子入札の運用基準を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札金額[半角で入力してください]

(入力欄) 180000000 円(税抜き) (表示欄) 180,000,000 円(税抜き)  
 <じ番号> 129 1億8000万 円(税抜き)

内訳書 C:\電子入札\内訳書.txt

※ 添付資料の送信可能サイズは3MB以内です。  
 ただし、ご使用のパソコンの環境によっては3MB以内であっても  
 添付できない場合がありますのでご注意ください。  
 ファイルの選択は1行単位で行ってください。  
 尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行ってください。

業者番号 1111000072010011  
 業者名称 大分建設株式会社  
 代表者氏名 大分 太郎

<連絡先>  
 商号(連絡先名称) 大分建設株式会社  
 氏名 大分 太郎  
 住所 大分市大手町1丁目  
 電話番号 097-533-3333  
 E-Mail oitakenetsu@pref.oita.jp

提出内容確認 戻る

## 入札金額内訳書の提出

内訳書が必要な場合は、「参照」ボタンで添付するファイルを指定し、「添付資料追加」ボタンを選択します。

※内訳書の提出が必要ない場合は、操作できません。次頁に進んでください。

**(注意)**

入札金額内訳書を作成後必ずPDFファイルに変換し、添付すること。

Excelファイルのまま提出すると「未提出」とみなされます。

※以降の画面で、内訳書ファイルの内容を確認することはできないため、添付する前によく確認してください。

## 建設工事に関する日出町入札金額内訳書取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条に基づき、日出町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書の提出、審査等について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 町発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。なお、1回目の入札が成立したが不落札となった場合に、1回目の入札に引き続いて入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

### (提出方法)

第3条 内訳書の提出方法については、日出町電子入札運用基準（平成23年日出町告示第55号）の規定による。

### (内訳書の記載内容)

第4条 土木関係工事（次項に定める建築関係工事以外の工事をいう。以下同じ。）における内訳書の記載内容は、設計図書等の見積りに必要な資料（以下「見積参考資料」という。）に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。

2 主に建築工事及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等。以下「建築関係工事」という。）における内訳書の記載内容は、見積参考資料のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

3 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を町長が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。ただし、前2項に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式に代えることができる。

4 総合評価落札方式の場合には、入札金額に含めた技術提案に要する費用及び技術提案の内容を記載するものとし、必要に応じて項目を追加することができる。

(入札参加者への周知)

第5条 町長は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

(内訳書の審査方法)

第6条 町長は、開札後、落札候補者が提出した内訳書について審査を行うものとし、追加資料の提出を求めることはしない。ただし、町長が必要と認めた場合には、当該落札候補者に内訳書について説明を求めることができる。

(審査基準)

第7条 落札候補者の内訳書が次の号のいずれかに該当する場合は、日出町契約事務規則（平成26年日出町規則第15号）第35条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出（入札公告等で指定したファイル形式以外のファイル形式で提出された場合を含み、事前に町長の承認を得て、日出町電子入札運用基準に基づき、媒体提出届を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について町長の承認を受けたものに限る。）に添付して紙で提出された場合を除く。）の場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合
- (3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格(計)欄に記載された金額が一致しない場合
- (4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）
- (5) 土木関係工事にあつては、工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合
- (6) 建築関係工事にあつては、種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重大な不備がある場合

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第8条 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は、認めないものとする。

2 提出された内訳書は返却しない。

3 町長は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することができるものとする。

(その他)

第9条 町長は必要に応じて、町発注工事を受注した者に対して、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額とを対照できる工事費内訳書の提出を求めるものとする。この場合において、提出を求める工事は、町長が入札公告等において定めたものとする。

2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、日出町談合情報対応マニュアル(平成23年日出町訓令第11号)によるものとし、第6条の規定に関わらず、追加資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、平成27年4月1日以降に入札公告等を行う町発注工事について適用する。

3 前項にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における指名競争入札にあつては、第7条の規定は、適用しない。